

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適切に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
- ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
- ③ 公の施設の指定管理者などである。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1及び表2のとおりである。

なお、団体の選定に当たっては、これまでの監査実施状況を踏まえ、

- 補助金交付額、指定管理料等が高額なこと
- 東京都監理団体や地方独立行政法人など、都との関連性が強いこと
- 監査を実施していない期間が、前回の監査から一定期間経過していることなどの観点から選定した。

（表1）監査対象団体及び監査実施団体の内訳

区分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率
補助金等交付団体（注1）	5,133	173	3.4%
私立学校（再掲）	605	78	12.9%
交付額2,000万円以上（再掲）	1,037	138	13.3%
出資団体（注2）	50	10	20%
公の施設の指定管理者（注3）	25	1	4%
合計	5,208	184	3.5%

（注1）当該区分には、公の施設の指定管理者1団体（大島町）が含まれる。

（注2）当該区分には、公の施設の指定管理者2団体（東京都住宅供給公社及び八丈島空港ターミナルビル株式会社）が含まれる。

（注3）公益社団法人東京都歯科医師会は補助金等交付団体であるが、公の施設の指定管理を主として監査を行ったため、当該区分に分類する。

(表2) 監査実施団体及び所管局の一覧

区分・団体名	所管局
補助金等交付団体 (173 団体)	
大島町	島しょ (生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、福祉保健局、産業労働局)
大島町商工会	
八丈町	
八丈町商工会	
公益財団法人東京都私学財団	生活文化局
学校法人78団体	生活文化局、福祉保健局
公益社団法人東京都歯科医師会 (再掲)	福祉保健局
社会福祉法人等80団体	福祉保健局
公益財団法人東京都中小企業振興公社	産業労働局
公益財団法人東京観光財団	産業労働局
東京信用保証協会	産業労働局
東海汽船株式会社など7団体	港湾局、総務局
出資団体 (10 団体)	
八丈島空港ターミナルビル株式会社	港湾局
公立大学法人首都大学東京	総務局
株式会社セントラルプラザ	財務局
株式会社東京スタジアム	オリンピック・パラリンピック準備局
東京都住宅供給公社	都市整備局
東京臨海高速鉄道株式会社	都市整備局
株式会社建設資源広域利用センター	都市整備局
公益財団法人東京都保健医療公社	病院経営本部、福祉保健局
公益財団法人東京しごと財団	産業労働局
株式会社PUC	水道局
公の施設の指定管理者 (1 団体)	
大島町 (再掲)	環境局
東京都住宅供給公社 (再掲)	都市整備局
公益社団法人東京都歯科医師会 (東京都立心身障害者口腔保健センター)	福祉保健局
八丈島空港ターミナルビル株式会社 (再掲)	港湾局

(注) 「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含まない。

3 監査期間

平成30年9月3日から平成31年1月31日まで

ただし、島しょの団体（大島町、大島町商工会、八丈町、八丈町商工会及び八丈島空港ターミナルビル株式会社）については、平成30年4月及び同年5月に実施した。

4 監査対象範囲

原則として、平成28年度及び平成29年度の事業を対象に実施した。

5 監査の観点

監査の主な観点は、表3のとおりである。

（表3）主な観点

区分	団体	所管局
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none">○ 補助対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか。○ 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 補助対象事業に対する指導・監督は、適切に行われているか。○ 団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。
出資団体	<ul style="list-style-type: none">○ 団体の事業は、出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか。○ 団体の会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 団体に対する指導・監督は、適切に行われているか。○ 団体に対する補助金等交付、業務委託、財産貸付等は適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none">○ 公の施設の管理運営は、目的に沿って、適切に行われているか。○ 管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 指定管理業務に対する指導・監督は、適切に行われているか。

6 監査の方法

団体及び所管局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び所管局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

団体区分ごとの検証・確認項目及び主な確認書類は、表4のとおりである。

また、学校法人78団体及び社会福祉法人等80団体の一部団体について、所管

局が保管する補助事業に係る書類の提出を受け、当該書類の確認を行う書面監査を実施した。

(表4) 団体区分ごとの確認・検証項目等

区分	検証・確認項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象事業の執行状況 ○ 補助金等で購入した財産、物品等の管理状況 ○ 補助金等に係る会計経理、金額算定の状況 	補助要綱 補助金交付関係書類 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類
出資団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の財務状況・事業実績 ○ 都から団体への補助金等交付・業務委託・財産貸付の状況(団体が委託事業を再委託している場合は、契約の競争性確保や再委託理由等を特に検証) ○ 団体の契約、会計経理、財産・物品管理等の状況 	定款 中長期計画 事業計画書 実績報告書 財務諸表 経理関係帳票類 補助金交付関係書類 各種契約書
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理業務の運営状況 ○ 施設の利用状況、サービスの提供状況 ○ 指定管理業務に係る契約・会計経理・収入事務の状況(指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に委託している場合は、契約の競争性確保や委託理由等を特に検証) 	協定書 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類 各種契約書 指定管理に関する各種書類

7 技術面からの監査

今回の監査では、表5のとおり2団体について、技術面からの監査も併せて実施した。

(表5) 技術面からの監査の実施状況

監査実施団体名	監査の内容
公益財団法人 東京都保健医療公社	病院施設の老朽化への対応について、荏原病院と多摩南部地域病院を対象に、維持保全計画（平成29年3月策定）に基づき維持保全が適切に進められているかを監査
東京臨海高速鉄道 株式会社	計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から工事等が適正に行われているかという観点から、契約金額100万円以上の工事を監査

8 行政監査との連携

一部の公の施設の指定管理者に対する監査については、各監査を有機的かつ多角的に連携させ、より民間等の創意工夫を発揮し得るかどうかの観点から、行政監査「公の施設の指定管理について（都民・利用者ニーズに応える施設の管理・運営）」で実施することとし、今回は財政援助団体等監査の監査実施対象から除外した。

なお、該当団体については、表6のとおりである。

(表6) 行政監査の対象とした団体及び施設

対象団体名	施設名
株式会社東京スタジアム	武蔵野の森総合スポーツプラザ
公益財団法人東京しごと財団	東京都しごとセンター
公益財団法人東京都中小企業振興公社	東京都立産業貿易センター台東館

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

今回の監査の結果、補助金を返還すべきものや会計経理及び事務処理については是正・改善すべきものが認められたので、表7及び表8のとおり、24団体及び7局に対し、66件の指摘、4件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表1（団体別）及び別表2（区分別）のとおりである。

指摘金額は約23億5,225万円であり、このうち主なものは、予定価格が不適切に積算された委託契約の契約総額約19億2,750万円、補助金の過大交付を指摘したものが約821万円などである。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助等の対象となった事業及び出資団体の事業は、監査を実施した限りにおいて、その目的に沿って執行されていると認められる。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものであり、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

(表7) 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数

区分・団体名	指摘			意見・ 要望	合計
	団体	局及び 団体	局		
補助金等交付団体 (173 団体)					
大島町					
大島町商工会					
八丈町					
八丈町商工会					
公益財団法人東京都私学財団	2			1	3
学校法人78団体		1			1
公益社団法人東京都歯科医師会 (再掲)	(3)	(1)	(1)		(5)
社会福祉法人等80団体		14	2	2	18
公益財団法人東京都中小企業振興公社		1			1
公益財団法人東京観光財団	1				1
東京信用保証協会					
東海汽船株式会社など7団体					
出資団体 (10 団体)					
八丈島空港ターミナルビル株式会社					
公立大学法人首都大学東京	6				6
株式会社セントラルプラザ		1	1		2
株式会社東京スタジアム		2	2		4
東京都住宅供給公社	5	3	6		14
東京臨海高速鉄道株式会社					
株式会社建設資源広域利用センター					
公益財団法人東京都保健医療公社	3	2		1	6
公益財団法人東京しごと財団					
株式会社PUC	8		1		9
公の施設の指定管理者 (1 団体)					
大島町 (再掲)					
東京都住宅供給公社 (再掲)	(5)	(3)	(6)		(14)
公益社団法人東京都歯科医師会 (東京都立心身障害者口腔保健センター)	3	1	1		5
八丈島空港ターミナルビル株式会社 (再掲)					
合計	28	25	13	4	70

(注) 「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数及び指摘件数には含めない。なお、当該指摘件数は、()で表記する。

(表8) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	平成 30 年			(参考) 平成 29 年		
		指摘	意見・ 要望	合計	指摘	意見・ 要望	合計
収入	会計処理 (収入)	1	1	2	2		2
	債権管理	5		5			
支出	契約 (仕様・積算)	4		4	1		1
	契約 (履行確認)	5		5	5		5
	契約 (その他)	12		12	13		13
	会計処理 (支出)	1		1	3		3
	補助金等	22	3	25	11	2	13
財産	財産管理	3		3	3	1	4
	物品管理	3		3	4		4
その他	情報管理	4		4	4		4
	その他	6		6	6	6	12
合計		66	4	70	52	9	61

2 主な指摘事例

【補助金等】

- 過大に交付した補助金を返還すべきもの

学校法人78団体、生活文化局	P. 78
社会福祉法人等80団体、福祉保健局	P. 101
公益財団法人東京都保健医療公社、福祉保健局	P. 310

各団体に交付している補助金が、加算対象者の数の算定誤りなどにより、過大に交付されていた。

学校法人や社会福祉法人など合計14団体に対して交付している補助金について、アレルギー一児対応や延長保育事業の対象となる児童数の算定誤りなどがあり、合計約821万が過大に交付されていた。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。
また、各局に対し、補助金交付事務に係る審査のより一層の改善を求めた。

【会計処理（収入）】

- 保証金の清算事務を行えるよう損害賠償請求等を行うか決定すべきもの

都市整備局 P. 254

都営住宅における火災に伴う損害賠償請求等について、局が請求に係る決定を行っていなかったため、退去者に対して保証金の清算が行われていなかった。

都営住宅における火災に伴う損害賠償及び原状回復に要する費用の請求を退去者へ行うかについては、局が条例や要綱に基づき決定した上で、公社が保証金の清算事務を行うこととされている。

しかし、局は、要綱の見直し等を検討中であるとして、平成25年度以降、この決定をしていないため、火災による退去者に対して、保証金の清算が行われていない。

そこで、局に対し、公社が保証金の清算事務を行えるよう、損害賠償請求等を行うか決定するよう求めた。

【契約（仕様・積算）】

- 予定価格の積算を適切に行うべきもの

株式会社PUC P. 344

お客さまセンター等で使用する機器に係る契約について、予定価格が適切に算出されていなかった。

株式会社PUCは、お客さまセンター等の業務のため、機器のリース、保守等に係る契約を締結している。この契約を見たところ、会社は価格相場等を考慮し、予定価格の積算を行うべきにもかかわらず、次のとおり不適切な事例が認められた。

- ① ソフトウェア導入に係る作業について、業者から金額の誤りを理由に増額して再提示された高額な下見積りを、その増額理由を確認せずに積算の参考としている。
- ② ディスプレイの調達において、音声出力の機能は不要であったにもかかわらず、仕様書に反映していなかったため、業者から徴取した高額な下見積りを参考として積算している。そこで、会社に対し、予定価格の積算を適切に行うよう求めた。

【契約（履行確認）】

- 協定の見直しや施設管理業務の履行確認等を適切に行うべきもの

株式会社東京スタジアム、オリンピック・パラリンピック準備局
P. 228、P. 230

協定の見直しや施設管理業務の履行確認等が行われていないため、不必要な支出が発生していた。

局は協定を締結し、局が管理する調布庁舎の施設管理業務を株式会社東京スタジアムへ委託している。この施設管理業務について見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。

- ① 会社は、業務の一部である設備管理や警備を他団体へ再委託しているが、局が再委託金額を確認せずに協定を締結したため、協定金額として、実際の業務に要する経費より高い金額を支払っている。そこで、局に対し、協定締結事務を適切に行うよう求めた。
- ② 施設管理業務に含まれる防災管理定期点検業務を確認したところ、調布庁舎は特例認定制度の適用を受け、3年間点検業務を行う必要はなく、実際の業務も行われてなかったにもかかわらず、局は協定の見直しや履行確認を行わず、会社の請求に基づき業務の経費を支払っている。そこで、局及び会社に対し、点検業務に係る経費の支出等を適切に行うよう求めた。

【契約（その他）】

- 契約の競争性や受注の公正性を担保すべきもの

株式会社PUC P. 345、P. 346

契約相手の選定に当たり、入札・見積業者の辞退や失格が多いことから、実質的に契約の競争性や受注の公正性が担保されていなかった。

株式会社PUCにおける指名競争入札等の契約について見たところ、次の理由で辞退や失格が多く、実質的に競争性や公正性が担保されていないことが認められた。

- ① 十分な入札・見積対応期間が確保されておらず、また調達能力のある適切な業者の選定等が行われていない。
- ② 指名業者選定基準に失格についての定めがないため、年度前期で失格となった複数の業者を、後期においても見積参加者として選定している。

そこで、会社に対し、契約に係る入札・見積対応期間の確保等の適切な環境整備や指名業者選定基準の見直しを求めた。

【補助金等】

- 都民住宅用地に係る補助金の算定方法を見直すべきもの

都市整備局 P. 256

補助金額の算定が誤っており、補助金が過少に交付されていた。

局は、要綱に基づき、都民住宅用地として所有地等を貸し付ける場合の貸付料に係る補助金を東京都住宅供給公社へ交付している。補助金は、土地の貸付料が一般会計で所管する土地の貸付料の額（以下「一般会計貸付料相当額」という。）を超える場合、当該超過額を補助している。この補助金交付事務について見たところ、次のような不適切な事例が認められた。

- ① 補助金額を算定する際に基準となる一般会計貸付料相当額を、土地評価額の変動に応じて増減させるべきところ、事業開始当時から改定していない。
- ② 補助金額の算定に当たっては、契約により事業年度ごとに限度額が設定されているにもかかわらず、事業年度ごとに区分せず、補助対象団地全ての土地貸付料と一般会計貸付料相当額との差額の合計額を補助金額としている。

この結果、補助金額が適正に算定できておらず、交付額が1億1,131万4,792円過少（監査事務局試算）となっている。

そこで、局に対し、補助金の算定方法を見直すよう求めた。

【情報管理】

- 外部記憶媒体の管理を適正に行うべきもの

公立大学法人首都大学東京 P. 197

外部記憶媒体の管理について、規程等を遵守しておらず、また情報資産の管理者である教員について、私物を含む外部記憶媒体に係る具体的な取決めがなかった。

公立大学法人首都大学東京は、USBメモリなどの外部記憶媒体（以下「媒体」という。）使用時の取扱いについて、規程等にて教職員等に対する遵守事項を定めている。この管理状況を見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。

- ① 事務組織各課管理の媒体を使用する時は、貸出簿の記載が必要であるが、返却時に記載すべきデータ削除確認欄の記載が一部漏れている。
- ② 情報資産の管理者となっている教員は、方針等に抵触しない限り情報資産の具体的な管理方法が任されており、私物を含む媒体の使用に関する取決めがない。

過去に法人では、教員による個人情報を含む媒体の紛失が発生していることから、教員が使用する媒体の管理体制の整備等が必要である。

そこで、法人に対し、媒体の管理を適正に行うよう求めた。

3 主な意見・要望事項

【補助金等】

- 様々な手法を活用した補助金の審査方法の改善について

福祉保健局 P. 111

東京都保育サービス推進事業補助金について、過大交付を防止できていないため、審査方法の改善について検討することが望まれる。

東京都保育サービス推進事業補助金について、本年及び近年、多数の過大交付事例が指摘されており、局は団体から適正な申請がなされるよう努めている。

しかし、局は、一部の施設を除き、団体から報告された実績数値について、根拠資料を確認していないため、確認していれば防止できた補助金の過大交付が発生している。

このため、局は、補助事業に関し、団体を監督する権限及び団体の運営を直接指導する権限で様々な手法を活用し、審査方法の改善について検討することが望まれる。

(別表 1) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (団体別)

【補助金等交付団体】

No.	区分	指摘件名 (※は意見・要望事項)	頁
公益財団法人東京都私学財団 (生活文化局)			
1	補助金等	私立高等学校校定時制及び通信教育振興奨励費助成金交付事務を適正に行うべきもの	50
2	情報管理	個人情報取扱事務を適正に行うべきもの	51
3	補助金等	※私立専修学校教育環境整備費助成事業の助成金交付事務について	51
学校法人 78 団体 (生活文化局、福祉保健局)			
4	補助金等	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	78
社会福祉法人等 80 団体 (福祉保健局)			
5	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 a	101
6	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 b	102
7	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 c	103
8	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 d	103
9	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 e	104
10	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 f	104
11	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 (障害者支援施設) a	104
12	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 (障害者支援施設) b	105
13	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 (障害者支援施設) c	106
14	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 (障害者支援施設) d	106
15	補助金等	補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの (民間移譲施設整備費補助金)	107
16	補助金等	補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの (受注促進・工賃向上設備整備費補助事業)	107
17	補助金等	補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの (軽費老人ホーム (A型及びB型) 運営費補助)	108
18	補助金等	補助金の実績報告及び審査を適切に行うべきもの	109
19	補助金等	補助事業の審査及び資料の保管を適切に行うべきもの	110
20	補助金等	補助金の確定事務を適切に行うべきもの	111
21	補助金等	※東京都保育サービス推進事業補助金の審査について	111
22	補助金等	※東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 (障害者支援施設) の審査について	112

No.	区分	指摘件名	頁
公益財団法人東京都中小企業振興公社（産業労働局）			
23	補助金等	審査事務を適正に行うべきもの	128
公益財団法人東京観光財団（産業労働局）			
24	契約（その他）	委託契約を適切に行うべきもの	146

【出資団体】

No.	区分	指摘件名	頁
公立大学法人首都大学東京（総務局）			
25	契約（その他）	契約事務を適切に行うべきもの	193
26	契約（履行確認）	履行確認を適切に行うべきもの	194
27	契約（仕様・積算）	防犯カメラの運用を適切に行うべきもの	196
28	情報管理	外部記憶媒体の管理を適正に行うべきもの	197
29	その他	財務状況を適切に報告すべきもの	198
30	情報管理	ホームページの情報を適切に整備すべきもの	199
株式会社セントラルプラザ（財務局）			
31	契約（履行確認）	業務履行に係るチェック体制を見直すべきもの	213
32	財産管理	使用許可団体が行った変改工事の履歴について適切に管理し、現況を正しく把握すべきもの	214
株式会社東京スタジアム（オリンピック・パラリンピック準備局）			
33	契約（その他）	（調布庁舎等の施設管理業務について） 協定締結事務を適切に行うべきもの	228
34	契約（履行確認）	（調布庁舎等の施設管理業務について） 防災管理定期点検業務に係る経費の支出等を適切に行うべきもの	230
35	契約（履行確認）	（都の無償貸付物品の管理について） 管理方法を明確に定め、必要な管理・報告を行うよう求めるべきもの	230
36	物品管理	（都の無償貸付物品の管理について） 都所有物品について、無償貸付物品一覧表に適正に登載し、管理を適切に行うべきもの	231
東京都住宅供給公社（都市整備局）			
37	その他	都営住宅の不適正使用の是正業務を網羅的に実施しているか確認すべきもの	244
38	その他	（住宅長期不在届について） 住宅長期不在届の不在の期間を正確に入力すべきもの	247
39	その他	（住宅長期不在届について） 住宅長期不在届の初回受理時の取扱いを定めるべきもの	248
40	その他	（住宅長期不在届について） 不在期間の始期を届出のとおりとするよう要領を改めるべきもの	249
41	債権管理	（都営住宅使用料の滞納整理について） 指導記録の作成により効果的な納付指導を行うべきもの	250

No.	区分	指摘件名（※は意見・要望事項）	頁
42	債権管理	（都営住宅使用料の滞納整理について） 滞納を繰り返す者に滞納状況に応じた効率的かつ効果的な納付指導をすべきもの	251
43	債権管理	（都営住宅使用料の滞納整理について） 仕様書の定めを改めるべきもの	252
44	債権管理	（都営住宅使用料の滞納整理について） 公平性の確保に留意し滞納整理を網羅的に行うべきもの	253
45	債権管理	（都営住宅使用料の滞納整理について） 連帯保証人への働きかけを行うべきもの	253
46	会計処理（収入）	都営住宅における火災に伴う損害賠償請求等の取扱いを定めるべきもの	254
47	契約（その他）	都営住宅に係る委託業務の契約変更等の手続を適正に行うべきもの	255
48	補助金等	都民住宅用地に係る補助金の算定方法を見直すべきもの	256
49	契約（その他）	（小口・緊急修繕及びあき家修繕について） 小口・緊急修繕を行う工事店の選定に係る規程を定めるべきもの	258
50	契約（その他）	（小口・緊急修繕及びあき家修繕について） 廃棄物の処理を適正に行うべきもの	260
公益財団法人東京都保健医療公社（病院経営本部、福祉保健局）			
51	契約（その他）	契約事務を適切に行い、病院への指導を強化すべきもの	305
52	財産管理	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの	309
53	会計処理（支出）	借上職員住宅の使用料の算出根拠を定めるべきもの	310
54	補助金等	補助金を返還すべきもの	310
55	物品管理	応急用医療資器材について適切に管理し、状況把握の上、対応を促すべきもの	311
56	会計処理（収入）	※回収不能な医業外未収金について	312
株式会社PUC（水道局）			
57	契約（仕様・積算）	予定価格の積算を適切に行うべきもの	344
58	契約（その他）	契約に係る競争性を担保すべきもの	345
59	契約（その他）	指名業者選定基準を見直すべきもの	346
60	契約（その他）	辞退届の様式を見直すべきもの	348
61	契約（仕様・積算）	搬送業務委託契約を適切に行うべきもの	349
62	契約（その他）	営業所車両のリース契約を適切に行うべきもの	350
63	契約（仕様・積算）	業務特性を活かした事業者の受注機会を確保すべきもの	350
64	契約（履行確認）	文書廃棄委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	351
65	財産管理	視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善すべきもの	352

【公の施設の指定管理者】

No.	区分	指摘件名	頁
公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）（福祉保健局）			
66	契約（その他）	指定管理事業に係る契約事務が適切に行われるよう規程を整備すべきもの	370
67	物品管理	感染性産業廃棄物の保管に当たり適正な表示を行うべきもの	372
68	情報管理	指定管理事業に係る文書管理を適切に行うべきもの	372
69	補助金等	補助金の申請及び審査を適切に行うべきもの	373
70	その他	指定管理事業に係る規程の整備について団体を指導すべきもの	375

(別表2) 指摘事項、意見・要望事項一覧(区分別)

【会計処理(収入) 2件】

No.	指摘件名(※は意見・要望事項)	団体名	頁
46	都営住宅における火災に伴う損害賠償請求等の取扱いを定めるべきもの	東京都住宅供給公社	254
56	※回収不能な医業外未収金について	公益財団法人東京都保健医療公社	312

【債権管理 5件】

No.	指摘件名	団体名	頁
41	(都営住宅使用料の滞納整理について) 指導記録の作成により効果的な納付指導を行うべきもの	東京都住宅供給公社	250
42	(都営住宅使用料の滞納整理について) 滞納を繰り返す者に滞納状況に応じた効率的かつ効果的な納付指導をすべきもの	東京都住宅供給公社	251
43	(都営住宅使用料の滞納整理について) 仕様書の定めを改めるべきもの	東京都住宅供給公社	252
44	(都営住宅使用料の滞納整理について) 公平性の確保に留意し滞納整理を網羅的に行うべきもの	東京都住宅供給公社	253
45	(都営住宅使用料の滞納整理について) 連帯保証人への働きかけを行うべきもの	東京都住宅供給公社	253

【契約(仕様・積算) 4件】

No.	指摘件名	団体名	頁
27	防犯カメラの運用を適切に行うべきもの	公立大学法人首都大学東京	196
57	予定価格の積算を適切に行うべきもの	株式会社PUC	344
61	搬送業務委託契約を適切に行うべきもの	株式会社PUC	349
63	業務特性を活かした事業者の受注機会を確保すべきもの	株式会社PUC	350

【契約(履行確認) 5件】

No.	指摘件名	団体名	頁
26	履行確認を適切に行うべきもの	公立大学法人首都大学東京	194
31	業務履行に係るチェック体制を見直すべきもの	株式会社セントラルプラザ	213
34	(調布庁舎等の施設管理業務について) 防災管理定期点検業務に係る経費の支出等を適切に行うべきもの	株式会社東京スタジアム	230

No.	指摘件名	団体名	頁
35	(都の無償貸付物品の管理について) 管理方法を明確に定め、必要な管理・報告を行うよう求めるべきもの	株式会社東京スタジアム	230
64	文書廃棄委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	株式会社PUC	351

【契約（その他） 12件】

No.	指摘件名	団体名	頁
24	委託契約を適切に行うべきもの	公益財団法人東京観光財団	146
25	契約事務を適切に行うべきもの	公立大学法人首都大学東京	193
33	(調布庁舎等の施設管理業務について) 協定締結事務を適切に行うべきもの	株式会社東京スタジアム	228
47	都営住宅に係る委託業務の契約変更等の手続を適正に行うべきもの	東京都住宅供給公社	255
49	(小口・緊急修繕及びあき家修繕について) 小口・緊急修繕を行う工事店の選定に係る規程を定めるべきもの	東京都住宅供給公社	258
50	(小口・緊急修繕及びあき家修繕について) 廃棄物の処理を適正に行うべきもの	東京都住宅供給公社	260
51	契約事務を適切に行い、病院への指導を強化すべきもの	公益財団法人東京都保健医療公社	305
58	契約に係る競争性を担保すべきもの	株式会社PUC	345
59	指名業者選定基準を見直すべきもの	株式会社PUC	346
60	辞退届の様式を見直すべきもの	株式会社PUC	348
62	営業所車両のリース契約を適切に行うべきもの	株式会社PUC	350
66	指定管理事業に係る契約事務が適切に行われるよう規程を整備すべきもの	公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）	370

【会計処理（支出） 1件】

No.	指摘件名	団体名	頁
53	借上職員住宅の使用料の算出根拠を定めるべきもの	公益財団法人東京都保健医療公社	310

【補助金等 25件】

No.	指摘件名（※は意見・要望事項）	団体名	頁
1	私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成金交付事務を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都私学財団	50
3	※私立専修学校教育環境整備費助成事業の助成金交付事務について	公益財団法人東京都私学財団	51
4	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	学校法人78団体	78
5	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 a	社会福祉法人等80団体	101
6	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 b	社会福祉法人等80団体	102
7	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 c	社会福祉法人等80団体	103
8	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 d	社会福祉法人等80団体	103
9	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 e	社会福祉法人等80団体	104
10	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 f	社会福祉法人等80団体	104
11	（補助金を返還すべきもの） 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設） a	社会福祉法人等80団体	104
12	（補助金を返還すべきもの） 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設） b	社会福祉法人等80団体	105
13	（補助金を返還すべきもの） 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設） c	社会福祉法人等80団体	106
14	（補助金を返還すべきもの） 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設） d	社会福祉法人等80団体	106
15	補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの（民間移譲施設整備費補助金）	社会福祉法人等80団体	107
16	補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの（受注促進・工賃向上設備整備費補助事業）	社会福祉法人等80団体	107
17	補助金の返還を求めるとともに審査を適切に行うべきもの（軽費老人ホーム（A型及びB型）運営費補助）	社会福祉法人等80団体	108
18	補助金の実績報告及び審査を適切に行うべきもの	社会福祉法人等80団体	109
19	補助事業の審査及び資料の保管を適切に行うべきもの	社会福祉法人等80団体	110
20	補助金の確定事務を適切に行うべきもの	社会福祉法人等80団体	111
21	※東京都保育サービス推進事業補助金の審査について	社会福祉法人等80団体	111
22	※東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）の審査について	社会福祉法人等80団体	112
23	審査事務を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都中小企業振興公社	128
48	都民住宅用地に係る補助金の算出方法を見直すべきもの	東京都住宅供給公社	256

No.	指摘件名	団体名	頁
54	補助金を返還すべきもの	公益財団法人東京都保健医療公社	310
69	補助金の申請及び審査を適切に行うべきもの	公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）	373

【財産管理 3件】

No.	指摘件名	団体名	頁
32	使用許可団体が行った変改工事の履歴について適切に管理し、現況を正しく把握すべきもの	株式会社セントラルプラザ	214
52	消防用設備について速やかな改善措置を講じるべきもの	公益財団法人東京都保健医療公社	309
65	視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう改善すべきもの	株式会社PUC	352

【物品管理 3件】

No.	指摘件名	団体名	頁
36	（都の無償貸付物品の管理について） 都所有物品について、無償貸付物品一覧表に適正に登載し、管理を適切に行うべきもの	株式会社東京スタジアム	231
55	応急用医療資器材について適切に管理し、状況把握の上、対応を促すべきもの	公益財団法人東京都保健医療公社	311
67	感染性産業廃棄物の保管に当たり適正な表示を行うべきもの	公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）	372

【情報管理 4件】

No.	指摘件名	団体名	頁
2	個人情報取扱事務を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都私学財団	51
28	外部記憶媒体の管理を適正に行うべきもの	公立大学法人首都大学東京	197
30	ホームページの情報を適切に整備すべきもの	公立大学法人首都大学東京	199
68	指定管理事業に係る文書管理を適切に行うべきもの	公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）	372

【その他 6件】

No.	指摘件名	団体名	頁
29	財務状況を適切に報告すべきもの	公立大学法人首都大学東京	198
37	都営住宅の不適正使用の是正業務を網羅的に実施しているか確認すべきもの	東京都住宅供給公社	244
38	(住宅長期不在届について) 住宅長期不在届の不在の期間を正確に入力すべきもの	東京都住宅供給公社	247
39	(住宅長期不在届について) 住宅長期不在届の初回受理時の取扱いを定めるべきもの	東京都住宅供給公社	248
40	(住宅長期不在届について) 不在期間の始期を届出のとおりとするよう要領を改めるべきもの	東京都住宅供給公社	249
70	指定管理事業に係る規程の整備について団体を指導すべきもの	公益社団法人東京都歯科医師会（東京都立心身障害者口腔保健センター）	375

(参考) 東京都監理団体及び指定管理者の評価制度について

1 東京都監理団体（以下「監理団体」という。）

都は、監理団体に自ら「経営目標（注1）」を設定させ、その達成度を評価している。

経営評価制度は、監理団体の経営状況を的確に把握し、これを適正に評価することにより、監理団体の自律的経営を促進するとともに、監理団体の経営責任及び所管局の指導監督責任を明確にすることを目的としている。

平成29年度は、東京都監理団体経営目標評価制度に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員からの意見を踏まえ（注2）、各監理団体の経営目標の達成状況が5段階（S、A、B、C、D）で評価された。

なお、制度改革に伴い、平成28年度は経営目標の設定・評価は行っていない。

また、平成30年度以降は各監理団体が策定した経営改革プラン（注3）を当該制度の評価対象と位置付けることとされている。

（注1）経営目標は、「利用者・都民本位」、「効率化」及び「収益増加」の三つの視点のもと、「目指す姿に向けた方策」、「成果指標」及び「目標値」で構成される。

（注2）評価委員会の委員は、東京都監理団体経営目標評価制度に係る評価委員会設置要綱（平成29年4月10日付28総行革監第49号）第2条第1号に基づき、東京都総務局長の求めに応じ、監理団体が作成した「経営目標」及びその達成状況に関して、監理団体の一層の経営改善に資する目標設定・評価となるよう意見を述べることとされている。

（注3）各監理団体が2020年までに重点的に進めていくべき経営改革の取組を示す中期的な計画

2 指定管理者

都は、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、施設所管局がそれぞれ評価委員会を設置し、第三者の視点を含めた評価を実施している。

指定管理者の管理運営状況に関する評価は、指定管理者が守るべき事項について確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を今後の施設管理運

営に反映していくP D C Aサイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。

評価の目安は、次のとおりである。

評価区分	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A ⁺	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
A	管理運営が良好であった施設
B	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設